

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成22年8月11日

**【四半期会計期間】** 第38期第2四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

**【会社名】** 株式会社グローバルダイニング

**【英訳名】** GLOBAL-DINING, INC.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 長谷川 耕造

**【本店の所在の場所】** 東京都港区南青山七丁目1番5号

**【電話番号】** (03)5469-3223

**【事務連絡者氏名】** 取締役最高財務責任者兼経営管理本部長 添田 裕一郎

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区南青山七丁目1番5号

**【電話番号】** (03)5469-3223

**【事務連絡者氏名】** 取締役最高財務責任者兼経営管理本部長 添田 裕一郎

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第37期 第2四半期 連結累計期間	第38期 第2四半期 連結累計期間	第37期 第2四半期 連結会計期間	第38期 第2四半期 連結会計期間	第37期
会計期間	自 平成21年 1月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成21年 1月1日 至 平成21年 12月31日
売上高 (千円)	7,433,435	6,898,173	3,803,526	3,509,812	15,097,837
経常利益又は 経常損失 ( ) (千円)	244,211	212,939	128,928	92,824	194,318
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失 ( ) (千円)	141,570	693,785	30,722	612,959	508,162
純資産額 (千円)			5,923,951	4,469,867	5,201,963
総資産額 (千円)			11,025,391	9,014,837	10,192,458
1株当たり純資産額 (円)			588.05	440.74	514.89
1株当たり四半期純利益金額又 は四半期(当期)純損失金額 ( ) (円)	15.38	69.07	3.06	61.02	52.98
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)			53.6	49.1	50.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	190,351	16,338			483,883
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	517,445	182,495			181,614
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	77,474	245,661			230,265
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			271,387	544,453	592,424
従業員数 (名)			420	330	339

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高に消費税等は含まれておりません。
3. 第37期第2四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が無いため記載しておりません。
4. 第37期及び第38期第2四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、平成22年6月9日付の取締役会決議に基づき、連結子会社であるグローバルダイニング マカオ リミテッドの全事業を6月11日付で譲渡し、グローバルダイニング マカオ リミテッドを6月11日をもって解散及び清算手続を進めることを決定いたしました。現在、清算手続を進めております。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	330〔1,162〕
---------	------------

(注)従業員は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第2四半期連結会計期間の平均雇用人員(8時間×20日を1名として換算)を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	268〔1,072〕
---------	------------

(注)従業員は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第2四半期会計期間の平均雇用人員(8時間×20日を1名として換算)を外数で記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績と受注状況

当社グループは、店舗に来店した顧客の注文に基づき飲食物を提供する飲食事業を営んでいるため、生産実績と受注状況は記載しておりません。

#### (2) 販売実績

##### 営業形態別販売実績

営業形態	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	前年同四半期比(%)
	売上高(千円) (店舗数)	
ラ・ボエム (イタリア料理)	1,030,988 (23)	9.1
ゼスト (メキシコアメリカ料理)	363,454 (8)	9.9
モンスーンカフェ (アジア料理)	840,908 (13)	6.9
権八 (和食)	716,084 (9)	0.3
ディナーレストラン (国際折衷料理)	226,471 (5)	0.4
フードコロシアム (フードコート)	192,415 (3)	24.3
その他	139,489 (5)	15.1
合計	3,509,812 (66)	7.7

(注) 1 上記金額に消費税等は含まれておりません。

2 その他に含まれるバンケット部門及びデザート製造部門は店舗数に数えておりません。

3 上記店舗数は、当四半期末現在の店舗数であります。

##### 所在地別販売実績

所在地	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	前年同四半期比(%)
	売上高(千円) (店舗数)	
日本		
東京都	2,524,623 (50)	8.5
千葉県	257,706 (2)	10.8
神奈川県	245,302 (4)	8.8
大阪府	101,479 (2)	5.8
福岡県	79,466 (2)	21.7
栃木県	60,815 (1)	26.7
沖縄県	57,240 (1)	31.8
国内小計	3,326,635 (62)	8.5
米国	162,263 (4)	15.0
中華人民共和国 (マカオ)	20,914 (0)	21.3
海外小計	183,177 (4)	9.2
合計	3,509,812 (66)	7.7

- (注) 1 上記金額に消費税等は含まれておりません。  
2 東京都に含まれるパンケツ部門及びデザート製造部門は店舗数に数えておりません。  
3 上記店舗数は、当四半期末現在の店舗数であります。  
4 中華人民共和国(マカオ)につきましては、6月11日付で事業譲渡したため、当第2四半期連結会計期間末における店舗数はゼロとなります。

## 2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たな事業等リスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクの内容に重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成22年6月9日開催の取締役会において、連結子会社であるグローバルダイニング マカオ リミテッドの全事業及び附帯する固定資産をMelco Crown(COD) Hotels Limitedに対して譲渡する決議し、6月11日付で以下の内容の契約を締結いたしました。

### (1) 当該連結子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	グローバルダイニング マカオ リミテッド
住所	Avenida Ol ímpica, n. ° 635, Edif í cio Kingsville, 25. ° andar, C, Taipa, Macau
代表者	CEO 長谷川 耕造
資本金	MOP \$ 25,000
事業の内容	レストラン事業

### (2) 当該事業の譲渡先

名称	Melco Crown (COD) Hotels Limited
住所	Avenida Xian Xing Hai, Edif í cio Zhu Kuan, 22. ° andar, em Macau
代表者	Director Gregory Francis Hawkins
資本金	MOP \$ 25,000
事業の内容	ホテル等の経営及び運営

### (3) 当該事業の譲渡の目的

同連結子会社は、中華人民共和国マカオ特別行政区において、ラグジュアリーフードコートであるフードコロシウム マカオを運営し、当社独自のサービス及び商品の提供に努めてまいりましたが、世界的な金融恐慌による個人消費の低迷や他社との競合により今後の業績回復が困難と判断するに至り、閉店も含めた検討を進めてまいりました。

その検討の最中、Melco Crown (COD) Hotels Limitedより当該店舗の事業を譲り受けたいとの申し出があり、当社として慎重に検討した結果、譲渡を決議いたしました。

### (4) 当該譲渡の契約内容

グローバルダイニング マカオ リミテッドの棚卸資産、設備、備品及び営業ライセンス等を含む全事業及び資産であり、譲渡価額は、US \$ 1,300,000であります。

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1)経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、企業収益や設備投資が低水準にとどまるなか、厳しい雇用情勢や所得環境が続いていることから、個人消費は依然として低迷基調のまま推移いたしました。

外食業界におきましても、消費者の節約志向や低価格志向が強まり、依然として厳しい状況が続いております。

こうしたなか、当社グループは、役員報酬の減額及び従業員の賃金減額、また、不動産オーナー様との賃料減額交渉等、コスト削減並びに営業力の強化による業績の向上に努めてまいりましたが、経営資源の効率的運用及び収支改善を図るため、収益改善の見込めない「モンスーンカフェ南青山」1店舗を閉店いたしました。また、中華人民共和国マカオ特別行政区において、「フードコロシウム マカオ」の運営を行っている連結子会社グローバルダイニング マカオ リミテッドにつきまして、世界的な金融恐慌による個人消費の低迷や他社との競合により、今後の業績回復が困難と判断するにいたり、6月9日付の取締役会決議に基づき、グローバルダイニング マカオ リミテッドの事業を6月11日付で事業譲渡し、解散及び清算手続を進めることといたしました。

以上により、当第2四半期連結会計期間末の総店舗数は66店舗となりました。

当第2四半期連結会計期間における売上高は、35億9百万円（前年同四半期比7.7%減）となりました。売上高をコンセプト（営業形態）別にみると「ラ・ボエム」は10億30百万円（同9.1%減）、「ゼスト」は3億63百万円（同9.9%減）、「モンスーンカフェ」は8億40百万円（同6.9%減）、「権八」は7億16百万円（同0.3%減）、「ディナーレストラン」は2億26百万円（同0.4%増）、「フードコロシウム」は1億92百万円（同24.3%減）、「その他」は1億39百万円（同15.1%減）となりました。既存店売上高につきましては、前年同四半期比9.2%の減収となりました。

損益につきましては、営業損失49百万円（前年同四半期は営業利益1億52百万円）、経常損失は92百万円（前年同四半期は経常利益1億28百万円）、四半期純損失は、繰延税金資産の取り崩しを行ったこと等により、6億12百万円（前年同四半期は四半期純利益30百万円）となりました。

##### (2)財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末と比較して11億77百万円減少し、90億14百万円となりました。

流動資産は前連結会計年度末と比較して2億57百万円減少し、13億2百万円となりました。主な変動要因は、現金及び預金が97百万円、売掛金が92百万円、原材料及び貯蔵品が50百万円それぞれ減少したことによるものであります。

固定資産は前連結会計年度末と比較して9億20百万円減少し、77億12百万円となりました。主な変動要因は、建物及び構築物が4億87百万円、工具、器具及び備品が85百万円それぞれ減少したことに加え、当期の業績見通しを踏まえ、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産2億53百万円を取り崩したことに由来するものであります。

流動負債は前連結会計年度末と比較して1億25百万円減少し、29億71百万円となりました。主な変動要因は、短期借入金が1億98百万円増加した一方で、1年内返済予定の長期借入金1億25百万円、買掛金1億2百万円、未払費用63百万円、未払法人税等45百万円それぞれ減少したことによるものであります。

固定負債は前連結会計年度末と比較して3億19百万円減少し、15億73百万円となりました。主な変動要因は、長期借入金が3億15百万円減少したことによるものであります。

純資産は前連結会計年度末と比較して7億32百万円減少し、44億69百万円となりました。主な変動要因は、利益剰余金が6億93百万円減少したことによるものであります。

##### (3)キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間末における現金および現金同等物（以下「資金」という。）は、第1四半期連結会計期間末と比較して1億74百万円増加し、5億44百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は、次のとおりであります。

###### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前四半期純損失3億49百万円、減価償却費1億38百万円、事業整理損1億81百万円、売上債権の減少31百万円、たな卸資産の減少13百万円などにより、営業活動の結果得られた資金は1億13百万円（前年同四半期は2億83百万円の収入）となりました。

###### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

有形固定資産の取得による支出3百万円、事業譲渡による収入1億37百万円などにより、投資活動の結果得られた資金は1億34百万円（前年同四半期は3億55百万円の支出）となりました。

###### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

短期借入金34百万円増加、長期借入金の純減1億4百万円などにより、財務活動の結果支出した資金は71

百万円（前年同四半期は1億83百万円の支出）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

提出会社

当第2四半期連結会計期間において、主な設備の除却等は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業部門の 名称 [営業形態]	設備の 内容	帳簿価額(千円)			閉店年月
			建物及び 構築物 (面積㎡)	工具器具 及び備品	合計	
モンsoonカフェ南青山 (東京都港区)	飲食事業 〔モンsoonカ フェ〕	店舗設備	11,176(304.0)	158	11,335	平成22年5月

(注) 1 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2 店舗設備の建物については賃借物件に係る内装設備であります。

在外子会社

当第2四半期連結会計期間に以下の設備を譲渡いたしました。

会社名	事業所名 (所在地)	事業部門の 名称 [営業形態]	設備の 内容	帳簿価額(千円)		
				建物及び 構築物 (面積㎡)	工具器具 及び備品	合計
グローバルダイニング マカオ リミテッド	フードコロシウム マカオ (中華人民共和国 マカオ特別行政区)	飲食事業〔フー ドコロシウム〕	店舗設備	255,217 (1,350.1)	33,512	288,730
	事務所 (中華人民共和国 マカオ特別行政区)	事務所	事務所設備	133 (232.5)	3,999	4,133

(注) 1 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2 店舗設備の建物については賃借物件に係る内装設備であります。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備の新設等

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画はありません。

重要な設備の除却等

当第2四半期連結会計期間中に確定した重要な設備の除却等の計画は次のとおりであります。

なお、既下記設備については閉店の意思決定時に減損損失を計上しております。

会社名	事業所名 (所在地)	事業部門の 名称 [営業形態]	設備の内容	帳簿価額 (千円)			除却予定年月
				建物及び 構築物 (面積㎡)	工具器具 及び備品	合計	
提出 会社	表参道シュークリング Echika池袋 (東京都豊島区)	飲食事業 〔その他〕	店舗設備	4,264 (5.85)		4,264	平成22年7月
	デカダンス ドゥ ショコラ “トゥレジュール” (東京都豊島区)	飲食事業 〔その他〕	店舗設備	4,506 (22.84)	20	4,527	平成22年7月
	シュークリング 表参道 (東京都港区)	飲食事業 〔その他〕	店舗設備	2,728 (15.39)		2,728	平成22年11月

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 店舗設備の建物については賃借物件に係る内装設備であります。



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,896,000
計	16,896,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,052,600	10,052,600	東京証券取引所 市場第二部	(注)1
計	10,052,600	10,052,600		

(注)1 単元株式数は100株であります。

2 「提出日現在発行数」には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権(ストック オプション)の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)は、次のとおりであります。  
第29回定時株主総会の決議(平成14年3月20日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	7,700株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2(注)3	1,586円
新株予約権の行使期間	自 平成16年4月1日 至 平成24年3月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,586円 資本組入額 793円
新株予約権の行使の条件	付与対象者が死亡した場合、相続人が行使することができる。また付与対象者が当社の取締役又は使用人の地位を喪失した場合にも新株引受権を行使することができる。 ただし、いずれの場合も付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める条件により制限されることがある。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れその他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した株数を減じた数であります。

2 平成14年2月18日付をもって普通株式1株を1.2株に分割したことにより、発行価額は1,586円に調整されております。

3 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により発行価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権（ストック・オプション）は、次のとおりであります。

イ 第30回定時株主総会の決議(平成15年3月29日)、平成15年8月7日取締役会の決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(注)1	247個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	24,700株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり602円
新株予約権の行使期間	自平成16年1月1日 至平成25年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 602円 資本組入額 301円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。  
2 新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使の株数と退職により失権した株数を減じた数であります。  
3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

口 第30回定時株主総会の決議(平成15年3月29日)、平成15年11月22日取締役会の決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(注)1	8個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	800株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり664円
新株予約権の行使期間	自平成16年1月1日 至平成25年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 664円 資本組入額 332円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使の株数と退職により失権した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

## 八 第31回定時株主総会の決議(平成16年3月28日)、平成16年6月28日取締役会の決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(注)1	419個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	41,900株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり742円
新株予約権の行使期間	自平成17年1月1日 至平成26年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 742円 資本組入額 371円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役、執行役員若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使の株数と退職により失権した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

## 二 第31回定時株主総会の決議(平成16年3月28日)、平成16年8月11日取締役会の決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(注)1	8個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	800株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり710円
新株予約権の行使期間	自平成17年1月1日 至平成26年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 710円 資本組入額 355円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役、執行役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

## ホ 第32回定時株主総会の決議(平成17年3月20日)、平成17年8月11日取締役会の決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(注)1	384個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	38,400株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり750円
新株予約権の行使期間	自平成18年1月1日 至平成27年3月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 750円 資本組入額 375円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

## へ 第32回定時株主総会の決議(平成17年3月20日)、平成17年10月27日取締役会の決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(注)1	6個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	600株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり820円
新株予約権の行使期間	自平成18年1月1日 至平成27年3月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 820円 資本組入額 410円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$



ト 第33回定時株主総会の決議(平成18年3月19日)、平成18年4月27日取締役会の決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(注)1	150個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	15,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	1株当たり1,165円
新株予約権の行使期間	自平成19年1月1日 至平成28年3月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1,165円 資本組入額 583円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

チ 第33回定時株主総会の決議(平成18年3月19日)、平成18年8月10日取締役会の決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(注)1	252個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	25,200株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり971円
新株予約権の行使期間	自平成20年4月1日 至平成28年3月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 971円 資本組入額 486円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

リ 第33回定時株主総会の決議(平成18年3月19日)、平成18年10月26日取締役会の決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(注)1	6個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	600株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり819円
新株予約権の行使期間	自平成20年4月1日 至平成28年3月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 819円 資本組入額 410円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権（ストックオプション）は、次のとおりであります。

イ 第34回定時株主総会の決議（平成19年3月18日）、平成19年11月16日取締役会の決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(注)1	435個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	43,500株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり421円
新株予約権の行使期間	自平成21年11月17日 至平成29年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 421円 資本組入額 211円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の株数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後払込金額に再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
(注) 5 の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- 5 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

口 第35回定時株主総会の決議(平成19年3月18日)、平成20年1月24日取締役会の決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(注)1	8個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	800株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり319円
新株予約権の行使期間	自平成22年1月25日 至平成29年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 319円 資本組入額 160円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の株数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生時のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
(注) 5 の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- 5 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

八 第35回定時株主総会の決議(平成20年3月30日)、平成20年10月23日取締役会の決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(注)1	1,230個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	123,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり198円
新株予約権の行使期間	自平成22年11月1日 至平成30年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 198円 資本組入額 99円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の株数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$



- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後払込金額に再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
(注) 5 の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- 5 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 二 第36回定時株主総会の決議(平成21年3月28日)、平成21年6月17日取締役会の決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(注)1	6,830個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	683,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり400円
新株予約権の行使期間	自平成23年7月1日 至平成31年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 400円 資本組入額 200円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の株数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後払込金額に再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生時のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
(注) 5 の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- 5 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数(株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成22年6月30日		10,052,600		1,472,118		2,127,118

(6) 【大株主の状況】

平成22年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
長谷川 耕造	東京都渋谷区	6,293	62.61
有限会社スペースラブ	東京都港区南青山7丁目1-5	792	7.88
ハセガワインターナショナル トレードカンパニー(常任代理人 株式会社グローバルダイニング)	10687 SOMMA WAY.LA.CA 90077 USA (東京都南青山7丁目1-5)	626	6.23
斉藤 文男	東京都中央区	44	0.44
グローバルダイニング従業員持 株会	東京都港区南青山7丁目1-5	40	0.40
株式会社古館篤臣総合事務所	千葉県柏市柏1丁目2-35-8階	31	0.31
久慈 直太郎	静岡県静岡市清水区	27	0.28
斉藤 良正	青森県青森市	23	0.23
株式会社丸進不動産	神奈川県横浜市緑区寺山町94-1	22	0.22
デービット・リーブレック	東京都港区	21	0.21
計		7,921	78.80

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,800		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,022,000	100,220	同上
単元未満株式	普通株式 22,800		同上
発行済株式総数	10,052,600		
総株主の議決権		100,220	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権6個)含まれております。  
2 「単元未満株式」には当社所有の自己株式55株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 グローバルダイニング	東京都港区南青山 7丁目1 5	7,800		7,800	0.08
計		7,800		7,800	0.08

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	253	248	220	249	241	240
最低(円)	201	197	195	209	218	200

- (注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、清明監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	544,453	642,432
受取手形及び売掛金	329,545	422,456
原材料及び貯蔵品	180,115	230,499
前払費用	130,485	145,068
繰延税金資産	69,003	37,087
その他	49,005	82,097
流動資産合計	1,302,609	1,559,642
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	10,474,582	10,963,356
減価償却累計額	6,125,291	6,100,313
減損損失累計額	1,638,920	1,665,406
建物及び構築物(純額)	2,710,370	3,197,636
車両運搬具	9,993	10,271
減価償却累計額	9,830	10,085
車両運搬具(純額)	162	185
工具、器具及び備品	1,998,552	2,072,648
減価償却累計額	1,669,732	1,655,949
減損損失累計額	90,529	92,970
工具、器具及び備品(純額)	238,290	323,729
土地	2,928,062	2,969,618
リース資産	25,528	25,528
減価償却累計額	4,438	1,885
リース資産(純額)	21,090	23,643
建設仮勘定	8,102	735
有形固定資産合計	5,906,078	6,515,548
無形固定資産		
ソフトウェア	46,979	62,971
電話加入権	10,575	10,575
その他	480	521
無形固定資産合計	58,034	74,067
投資その他の資産		
投資有価証券	7,784	8,687
長期前払費用	38,526	37,749
繰延税金資産	-	253,257
差入保証金	1,701,803	1,743,505
投資その他の資産合計	1,748,114	2,043,199
固定資産合計	7,712,227	8,632,816
資産合計	9,014,837	10,192,458



(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	488,611	591,419
短期借入金	1, 2 710,000	1, 2 512,000
1年内返済予定の長期借入金	895,879	1,021,384
リース債務	5,361	5,361
未払金	124,460	162,994
未払費用	562,598	625,845
未払法人税等	28,041	73,989
未払消費税等	38,808	65,410
店舗閉鎖損失引当金	39,380	-
その他	78,356	38,930
流動負債合計	2,971,498	3,097,336
固定負債		
長期借入金	1,510,536	1,825,898
リース債務	17,230	19,911
退職給付引当金	25,049	29,349
店舗閉鎖損失引当金	19,000	18,000
その他	1,654	-
固定負債合計	1,573,470	1,893,158
負債合計	4,544,969	4,990,494
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,472,118	1,472,118
資本剰余金	2,127,118	2,127,118
利益剰余金	1,231,880	1,925,666
自己株式	9,692	9,692
株主資本合計	4,821,424	5,515,210
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,410	2,945
為替換算調整勘定	396,712	346,239
評価・換算差額等合計	394,302	343,293
新株予約権	42,745	30,047
純資産合計	4,469,867	5,201,963
負債純資産合計	9,014,837	10,192,458

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)
売上高	7,433,435	6,898,173
売上原価	6,666,671	6,514,697
売上総利益	766,763	383,475
販売費及び一般管理費	649,906	556,705
営業利益又は営業損失( )	116,856	173,229
営業外収益		
受取利息	226	42
為替差益	150,823	-
その他	15,588	21,468
営業外収益合計	166,638	21,511
営業外費用		
支払利息	28,896	24,167
株式交付費	2,702	-
為替差損	-	36,958
その他	7,685	95
営業外費用合計	39,284	61,221
経常利益又は経常損失( )	244,211	212,939
特別利益		
訴訟和解金	32,643	-
受取保険金	8,377	9,013
特別利益合計	41,021	9,013
特別損失		
固定資産除却損	19,387	11,335
減損損失	-	11,519
事業整理損	-	183,680
たな卸資産評価損	-	10,479
店舗閉鎖損失	22,998	-
店舗閉鎖損失引当金繰入額	-	39,380
特別損失合計	42,386	256,395
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	242,846	460,321
法人税、住民税及び事業税	51,152	10,099
法人税等調整額	50,122	223,364
法人税等合計	101,275	233,463
四半期純利益又は四半期純損失( )	141,570	693,785

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	3,803,526	3,509,812
売上原価	3,337,460	3,294,083
売上総利益	466,065	215,728
販売費及び一般管理費	313,312	264,956
営業利益又は営業損失( )	152,753	49,227
営業外収益		
受取利息	104	0
その他	10,179	11,265
営業外収益合計	10,284	11,265
営業外費用		
支払利息	14,863	11,185
為替差損	17,420	43,627
その他	1,825	49
営業外費用合計	34,109	54,862
経常利益又は経常損失( )	128,928	92,824
特別利益		
訴訟和解金	754	-
受取保険金	8,377	13
特別利益合計	7,623	13
特別損失		
固定資産除却損	-	11,335
減損損失	-	11,519
事業整理損	-	183,680
たな卸資産評価損	-	10,479
店舗閉鎖損失	22,998	-
店舗閉鎖損失引当金繰入額	25,000	39,380
特別損失合計	2,001	256,395
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	138,553	349,206
法人税、住民税及び事業税	50,515	5,050
法人税等調整額	57,314	258,702
法人税等合計	107,830	263,752
四半期純利益又は四半期純損失( )	30,722	612,959

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	242,846	460,321
減価償却費	294,525	279,625
固定資産除却損	20,820	11,374
減損損失	-	11,519
事業整理損	-	181,573
店舗閉鎖損失引当金の増減額( は減少)	-	39,380
退職給付引当金の増減額( は減少)	2,860	4,299
受取利息及び受取配当金	323	157
支払利息	28,896	24,167
為替差損益( は益)	150,823	36,958
株式交付費	2,702	-
売上債権の増減額( は増加)	125,393	92,446
たな卸資産の増減額( は増加)	36,158	49,484
仕入債務の増減額( は減少)	33,089	101,515
その他	220,799	63,436
小計	343,446	96,800
利息及び配当金の受取額	323	157
利息の支払額	33,835	26,573
法人税等の支払額	119,582	54,045
営業活動によるキャッシュ・フロー	190,351	16,338
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	515,170	10,000
定期預金の払戻による収入	340,047	60,007
有形固定資産の取得による支出	328,528	25,466
事業譲渡による収入	-	137,140
差入保証金の差入による支出	3,142	-
差入保証金の回収による収入	528	20,860
その他	11,179	45
投資活動によるキャッシュ・フロー	517,445	182,495
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	210,000	198,000
長期借入れによる収入	469,000	109,732
長期借入金の返済による支出	648,040	550,599
リース債務の返済による支出	-	2,680
株式の発行による収入	497,301	-
自己株式の取得による支出	37	-
配当金の支払額	30,748	114
財務活動によるキャッシュ・フロー	77,474	245,661
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,101	1,144
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	248,517	47,971
現金及び現金同等物の期首残高	519,905	592,424
現金及び現金同等物の四半期末残高	271,387	544,453

【継続企業の前提に関する事項】

当第2四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

<p>当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)</p>
<p>(四半期連結貸借対照表関係) 前第2四半期連結会計期間において、「預り金」を表示しておりましたが、重要性が乏しいため、「その他」に含めております。なお、当第2四半期連結会計期間末の「預り金」は20,756千円であります。</p>

【簡便な会計処理】

<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)</p>	
<p>1 固定資産の減価償却費の算定方法</p>	<p>固定資産の減価償却費の算定方法は、定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>
<p>2 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p>	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生の状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっており、前連結会計年度以降に経営環境等に著しい変化があるか、又は、一時差異等の発生の状況に著しい変化が認められた場合には、前連結会計年度末において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)												
<p>1 当社グループにおいては、運転資金及び設備資金の効率的、機動的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。 当四半期末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="220 450 730 539"> <tr> <td>当座貸越極度額の総額</td> <td>350,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>350,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 当社の借入金のうち一部の借入枠設定契約につきましては、財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合には、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。</p> <p>(1) 借入人の中間決算末又は年度決算期末における連結の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額が直前の中間決算末又は年度決算期末における連結の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の75%を、下回らないこと。</p> <p>(2) 借入人の中間決算末又は年度決算期末における連結の損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失とならないようにすること。</p>	当座貸越極度額の総額	350,000千円	借入実行残高	350,000千円	差引額		<p>1 当社グループにおいては、運転資金及び設備資金の効率的、機動的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。 当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="853 450 1366 539"> <tr> <td>当座貸越極度額の総額</td> <td>850,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>350,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>500,000千円</td> </tr> </table> <p>2 当社の借入金のうち一部の借入枠設定契約につきましては、財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合には、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。</p> <p>(1) 借入人の中間決算末又は年度決算期末における連結の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額が直前の中間決算末又は年度決算期末における連結の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の75%を、下回らないこと。</p> <p>(2) 借入人の中間決算末又は年度決算期末における連結の損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失とならないようにすること。</p>	当座貸越極度額の総額	850,000千円	借入実行残高	350,000千円	差引額	500,000千円
当座貸越極度額の総額	350,000千円												
借入実行残高	350,000千円												
差引額													
当座貸越極度額の総額	850,000千円												
借入実行残高	350,000千円												
差引額	500,000千円												

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料及び手当 331,236千円	給料及び手当 260,136千円
信販手数料 66,178千円	信販手数料 64,641千円
地代家賃 25,903千円	役員報酬 33,675千円
役員報酬 25,200千円	地代家賃 20,954千円
賞与 4,352千円	賞与 6,054千円

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料及び手当 158,922千円	給料及び手当 120,744千円
信販手数料 33,703千円	信販手数料 33,136千円
地代家賃 11,044千円	役員報酬 15,825千円
役員報酬 17,850千円	地代家賃 10,576千円
賞与 1,302千円	賞与 2,618千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 787,219千円	現金及び預金 544,453千円
預入期間が3か月超の定期預金 515,831千円	預入期間が3か月超の定期預金
現金及び現金同等物 271,387千円	現金及び現金同等物 544,453千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年1月1日  
至平成22年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	10,052,600

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	7,855

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	当第2四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	42,745
連結子会社	
合計	42,745

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。



(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)および当第2四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)並びに前第2四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年6月30日)および当第2四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年6月30日)

事業の種類別セグメント情報は、すべての事業がレストラン経営を主とする飲食事業であるため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)および当第2四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)並びに前第2四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年6月30日)および当第2四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)および当第2四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)並びに前第2四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年6月30日)および当第2四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年6月30日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
440.74円	514.89円

## 2 1株当たり四半期純利益金額等

## 第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 15.38円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載していません。	1株当たり四半期純損失金額( ) 69.07円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

## (注) 1株当たり四半期純利益金額等の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失( ) (千円)	141,570	693,785
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失( ) (千円)	141,570	693,785
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,204	10,044

## 第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	3.06円	1株当たり四半期純損失金額( )	61.02円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額等の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失( )(千円)	30,722	612,959
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失( )(千円)	30,722	612,959
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,044	10,044

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月 8日

株式会社 グローバルダイニング  
代表執行役社長 長谷川 耕造 殿

清明監査法人

代表社員 公認会計士 今村 敬 印  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 櫻田 淳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルダイニングの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社グローバルダイニング及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8 月 9 日

株式会社グローバルダイニング  
取締役会 御中

清明監査法人

代表社員 公認会計士 今村 敬 印  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 櫻田 淳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルダイニングの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社グローバルダイニング及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。